

○和歌山市民図書館条例

昭和56年3月27日

条例第9号

改正 昭和59年10月3日条例第25号
平成元年12月21日条例第66号
平成12年3月27日条例第23号
平成19年3月22日条例第13号
平成24年3月23日条例第22号
平成28年9月30日条例第58号
平成29年6月30日条例第36号
平成30年3月23日条例第6号
令和元年10月3日条例第30号

(設置)

第1条 本市は、市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山市民図書館	和歌山市屏風丁17番地
和歌山市民図書館西分館	和歌山市松江775番地の1

(事業)

第3条 図書館は、法第3条に定める図書館奉仕の事業を行う。

(休館日)

第3条の2 和歌山市民図書館（以下「市民図書館」という。）は、無休とし、和歌山市民図書館西分館（以下「西分館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この号において同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 図書の点検その他図書館の館内の整備をするための期間として、14日の範囲内において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指

定管理者をいう。以下同じ。)が教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て定める期間

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第3条の3 市民図書館の開館時間は9時から21時までとし、西分館の開館時間は10時から20時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得てこれを変更することができる。

(手数料)

第4条 資料の複写をしようとする者は、次に掲げる金額を当該資料の複写に係る手数料として、前納しなければならない。

- (1) 乾式複写機により作成したもの(モノクロ単色刷り) 1面 10円
- (2) 乾式複写機により作成したもの(多色刷り) 1面 40円

- 2 マイクロフィルムの複写を依頼しようとする者は、当該マイクロフィルムの複写に係る手数料を前納しなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、手数料については、和歌山市手数料条例(平成12年条例第5号)に定めるところによる。

(入館等の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
- (3) 建物又は附属設備若しくは備品(以下「建物等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第6条 図書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれがある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 建物等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。

(4) その他管理上支障がある行為をすること。

(損害の賠償)

第7条 図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、建物等を損傷し、滅失し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、利用者が損傷し、滅失し、又は紛失した物が本、コンパクトディスクその他の資料であるときは、原状回復を原則とする。

(利用券等の貸与の禁止)

第8条 利用者は、利用券及び貸出しを受けた資料を第三者に貸し付けることができない。

(図書館運営審議会の設置)

第9条 委員会の附属機関として、和歌山市民図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、図書館の運営に関し委員会の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、委員会に対して意見を述べる機関とする。

(委員の任命)

第10条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が任命する。

(委員の定数)

第11条 委員の定数は、10人以内とする。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第13条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、教育学習部において処理する。

(駐車場の供用時間)

第15条の2 駐車場の供用時間は、9時から21時までとする。

(駐車場の休場日)

第15条の3 駐車場は、無休とする。

(駐車場の供用休止等)

第15条の4 指定管理者は、駐車場の整備その他必要があると認められるときは、委員会の承認を得て駐車場の供用を休止し、又は制限することができる。

(車両制限)

第15条の5 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で、次の表に定めるものとする。

高さ	幅	長さ
2.1メートル以下	2メートル以下	4.8メートル以下

(駐車場の使用料)

第15条の6 駐車場を使用する者は、自動車を出場させる際に、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、駐車時間が1時間までの場合にあつては0円、駐車時間が1時間を超える場合にあつてはその超える時間30分までごとにつき150円とする。

(和歌山市営駐車場条例の準用)

第15条の7 駐車場の管理については、和歌山市営駐車場条例（昭和46年条例第39号）第6条から第9条まで及び第12条の規定を準用する。この場合において、同条例第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）中「駐車料金」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条例第12条第2項第4号中「第2条の3第2項」とあるのは「和歌山市民図書館条例（昭和56年条例第9号）第15条の4」と読み替えるものとする。

(指定管理者による管理)

第16条 図書館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

(1) 法第3条に定める図書館奉仕の事業に関する業務

(2) 図書館の施設の利用及びその制限に関する業務

(3) 図書館の維持管理に関する業務

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (昭和56.7.28施行、規則43)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和59年10月3日 昭和59.12.22施行、規則75)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成元年12月21日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、和歌山市手数料条例(平成12年条例第5号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成12年4月1日)

附 則 (平成19年3月22日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日 平成29.5.1施行、規則34) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日 令和元.12.19施行、規則57)

改正 令和元年10月3日条例第30号

この条例は、公布の日から起算して2年9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月3日 令和2.4.24施行、規則57)

1 この条例は、和歌山市民図書館条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=令和元年12月19日)

(1) 第1条中第15条の次に6条を加える改正規定 公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第2条の規定 公布の日

2 この条例の施行の際現に従前の和歌山市民図書館協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の和歌山市民図書館条例第10条の規定により和歌山市民図書館運営審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、この条例による改正後の和歌山市民図書館条例第12条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の和歌山市民図書館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に従前の和歌山市民図書館協議会の会長又は副会長である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の和歌山市民図書館条例第13条第1項の規定により和歌山市民図書館運営審議会の会長又は副会長としてそれぞれ選任されたものとみなす。